

さくらカントリークラブ、むらさき野カントリークラブ

会員持株会規約

第1条 (名称)

本会は、「さくら・むらさき野会員持株会」（略称「持株会」といい、事務局を株式会社やおつ(以下「会社」という。) 内におく。

第2条 (目的)

- 1 本会は、さくらカントリークラブ、むらさき野カントリークラブの会員(休会会員、特別休会会員を除く。以下「クラブ会員」という)が、本会の保有する株式を通じて両ゴルフクラブの運営会社の運営を監視しつつ、会社の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 本会は、株式の値上がり益を会員に分配することを主たる目的とするものではない。

第3条 (事業)

- 1 本会は、会社の発行済株式の38%の取得およびこれに付帯する事業を行う。
- 2 本会は、上記目的と事業に必要な範囲を超えて入会金等の金銭を預かり、または利殖のために運用することはしない。

第4条 (構成、入会手続)

- 1 本会は法人格なき社団とし、クラブ会員(以下「持株会員」という)をもって構成する。
- 2 クラブ会員は、1つのクラブ会員につき1つの持株会員となることができる。未分割のクラブ会員権に関するクラブ会員の数は分割済みとして数える。
- 3 持株会員になろうとする者は、所定の入会届けを提出し、役員会の承認を得て、所定の入会金を振込手数料自己負担にて振り込んで支払う。
- 4 役員会は、特に不適格な事由がない限り、入会申込者の入会を拒むことができない。

第5条 (入会金)

- 1 入会金は、1つの持株会員につき、1口1万円を限度とするを本則とする。
- 2 株式購入資金を確保する目的に照らし、持株会員数が過小または過大な場合、役員会は1口の金額、限度口数を変更することができる。

第6条 (会員の権利)

- 1 入会金、購入した会社株式、預金、利息等の資産はすべて本会の所有とし、持株会員は、本会の財産に対する持分または分割請求権を有しない。
- 2 持株会員は、入会金若しくは本会に関する権利義務または契約上の地位を第三者に譲渡

または担保設定等の処分をすることができない。

第7条 （議決権の行使）

- 1 会長は、購入した会社株式につき、本会を代表して持株会員のために、株主としての議決権等の権利を行使する。
- 2 議決権行使につき、持株会員の意見が割れて調整できない場合は、会長、副会長らは異なる持株会員の意見に応じて議決権を行使する。

第8条 （退会等）

- 1 持株会員は、所定の手続きを経て、入会口数を減らすことができる。
- 2 持株会員は、いつでも本会を退会することができる。また、クラブ会員でなくなったときは、当然に退会となる。
- 3 持株会員は、退会または1口の金額または口数が減少したときに、それに対応した入会返戻金を振込みの方法で受ける。振込手数料は自己負担とする。

第9条 （総会）

- 1 本会は、会社の毎事業年度終了後3ヶ月以内に定時総会を開催し、別に随時臨時総会を開催することができる。いずれの総会も書面上で行うことができる。
- 2 会長は、毎事業年度ごとに事業報告書（決算報告、議決権行使結果の報告を含む。）を作成し、監査を受けたうえ、定時総会の承認を得なければならない。
- 3 総会における議決権は、入会口数1口につき各1個とする。
- 4 その議決は、総議決権の3分の1以上の出席を得て、その過半数で決する。ただし、本会の解散の決議は、総議決権の3分の2以上の賛成を必要とする。

第10条 （役員）

- 1 本会に、次の役員を置く。
その任期は、選任された日から2年とする。
ただし、再任を妨げない。
任期終了後、後任者が選任されるまでの間その職務を行う。

(1) 会長	1名	本会の業務を執行し、本会を代表する。
(2) 副会長	1名	会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
(3) 書記	1名	役員会および総会の議事を記録する。
(4) 会計	1名	会計事務を行う。
(5) 監査	2名	会計事務の監査を行い、総会に報告する。
(6) 幹事	2名	役員会を構成し、会務を分掌する。
- 2 会長及び副会長は株式会社やおつの取締役会に非常勤取締役として出席する。
- 3 役員を選任は、役員会において後任を選出して行う。ただし、選出後持株会員の反対の

意見表明が少なくないときは、役員会は役員選出方法について再審議する。

- 4 補充選任された役員の任期は、在任役員の任期満了までとする。

第11条 （役員会）

- 1 役員会は、会長が招集し、規約の改正、総会に付議すべき事項の決定、株主権の行使内容の決定、後任役員の選任その他本会の目的達成に必要な事項について決議する。
- 2 役員会の決議は、構成員の過半数が出席し、その過半数で行う。ただし、規約の改正および後任役員の選任は、役員の3分の2以上の賛成を必要とする（「特別決議事項」）。
- 3 特別決議事項を除き、役員会は書面によって決議することができる。

第12条 （事業年度）

- 1 本会の事業年度は、会社の事業年度と同一とする。

第13条 （財産）

本会の財産管理は、役員会が行う。

第14条 （細則）

本会の運営に関する細則は、役員会で決定する。

付則

- 1 本会の設立は、クラブ会員の理事を発起人として行ない、初年度の役員はクラブの理事が兼任する。ただし、役員会が幹事を選任することもできるものとする。
- 2 本規約は、発起人によって平成20年6月14日に制定された。

付則

- 1 平成20年 7月13日一部改正
- 2 平成21年12月 9日一部改正
- 3 平成22年 5月 1日一部改正<第10条>